

〔民 集 未 登 載 最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 二 九〕

更生会社であった貸金業者において、届出期間内に届出がされなかった更生債権である過払金返還請求権につきその責めを免れる旨主張することが信義則に反しないとされた事例

最高裁判所平成二〇年(受)第二一一四号平成二二年六月四日第二小法廷判決最高裁判所裁判集民事二三四号一一一頁、一部破棄自判、一部上告却下

〔事実の概要〕

X(原告、被控訴人、被上告人)は、昭和五八年一〇月八日、貸金業者であるY(被告、控訴人、上告人)との間でカード会員契約を締結し、Yよりライフカードの貸与を受けた。そして、Xは、上記カード会員契約に基づき、平成元年五月九日から平成一五年六月二日までの間、Yより複数回借入を行い、複数回Yに弁済を行った(以下、「本件取引」という。)。上記契約には、制限超過部分を元本に充当することにより過払金が発生した場合には、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいた。

Yは、平成一二年五月一九日、東京地方裁判所に対して更

生手続開始の申立てを行った(以下、Yの更生手続のことを「本件更生手続」という。)。東京地方裁判所は同日保全管理命令を発令し、同年六月三〇日にYにつき更生手続開始決定を行った。Yは、申立てにあたり、本件更生手続において、Yの事業全体をスポンサーとなる企業に譲渡して弁済資金を調達することを予定しており、本件申立てはカード会員契約を維持することを前提としてなされたものであった。東京地方裁判所は、上記保全管理命令において、クレジットカードの使用によってYが負担する債務の弁済は裁判所の許可を要しないものとし、また、更生手続開始決定において、融資業務を行うために必要な日常取引については裁判所の許可を要

しないこととした。この間、平成二二年六月二日に、Yの保全管理人が新聞紙上に「ライフカードは、これまで通りお使いいただけます。」という見出しの社告（以下、「本件社告」という。）をY名義で掲載したが、そこには、過払金返還請求権について債権の届出をしないと失権することがある旨の説明はなかった。本件更生手続開始決定の前後を通じ、Y発行のライフカードの利用形態に格別の変化はなく、Xを含めた大多數の顧客はYとのカード会員契約に基づく取引を継続した。

本件更生手続開始決定当時、本件取引により既に過払金が発生していたが、XがYの更生手続において過払金返還請求権を更生債権として届け出ることはなく、また、YがXを更生債権者として債権者一覧表に記載することもなかった。本件更生手続において過払金返還請求権を更生債権として届け出た者は二名にとどまり（いずれの債権者も手続開始日より前に取引が終了していた）、その余の一般更生債権者一四名はいずれも法人であって、その大部分が金融機関であった。Yの更生計画においては、更生担保権については全額を弁済するものとし、一般更生債権の最低弁済率は四七・七二%とされた。東京地方裁判所は平成二三年一月三十一日、更生計画認可決定をした。A（アイフル）がYのスポンサーとなり、更生債権等の弁済のための資金をYに提供するなどした結果、一般更生債権の最低弁済率は五四・二九八%となった。平成

一三年三月に、更生担保権および一般更生債権等に対する一括弁済がなされ、同月二十九日、東京地方裁判所は更生手続終結の決定を行った。

上記本件のカード会員契約中の合意に基づいて、本件取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当して計算すると、Xには、本件更生手続開始決定当時、四三万〇八九五円の過払金が発生しており、Xによる弁済が最後に行われた平成一五年六月二日当時、本件決定より後に行われた取引により四一万三三九円の過払金が発生していた。Xは平成一九年四月三日、Yに対し、不当利得の返還として過払金返還請求訴訟を提起した。

第一審である神戸地判平成二〇年二月一三日（判時二〇〇二号一三二頁）⁽¹⁾は、本件で過払金返還請求権が権利行使可能な債権として顕在化したのは最終取引である平成一五年六月二日の弁済以後であり、また過払金を手続開始決定前後で計算により区分することは妥当ではないから、継続的な金銭消費貸借取引において発生する過払金は、取引終了時に発生した一個の債権として認識すべきであって、旧会社更生法二四一条（現会更法二〇四一条一項）の適用によって自然債権化することはないと、Xの請求を認容した。

原審である大阪高判平成二〇年九月二五日（金商一三五二号一八頁）は、Xの基準日に既に発生している既存過払金返還請求権は更生債権であるとした上で、Yの失権の主張が信

義則違反に該当するか否かを検討した。まず、Yには、Xに対し既存過払金返還請求権につき更生債権届出を促す義務もないし、YがXの債権届出の機会を積極的に阻害したような事実もないことを確認した上で、次のように述べる。すなわち、①Yは、既存過払金返還請求権を更生債権とみており、顧客が債権届出をするか否かでその権利関係に大きな影響があることを容易に認識していた一方、本件社告により顧客がつい過払金返還請求権の存在しないしその届出について考慮することなく、その利用を続けてしまう可能性は否定できないから、債権届出をしない顧客を届出をした顧客と同様の取扱いをするか、社告に際し、過払金返還請求権について届出をしないと失権する旨付け添えて説明すべきであった。また、②平成一六年六月に会社更生手続開始決定を受けたTは、Yと同じAをスポンサーとしており、その更生手続では、既存過払金返還請求権につき、更生債権としての届出を要しない、更生計画認可決定による免責の効果は及ばないなどといった共益債権と同様の取扱いをしている。時期が異なるとはいえ、同じスポンサーを持った更生会社が、このように全く異なる取扱いをするのは釈然とせず、Yの更生手続においても、債権届出をしなかった既存過払金返還請求債権者を債権届出をした債権者と同様に取り扱い、免責の主張をしないのが筋が通った態度といえる。以上のように述べ、原判決は、Yの免責の主張は、信義則に反すると言うべきであると、本件

更生手続開始決定時に存したXのYに対する既存過払金返還請求権については、一般更生債権の最低弁済率五四・二九八%を乗じた額に所定の遅延損害金を付した額を支払うべきであるとして、Xの請求を一部認容した。

これに対し、Yが上告受理申立てをしたのが本件である。

〔判旨〕

一部破棄自判、一部却下

「Yが、本件更生手続において、顧客に対し、過払金返還請求権につき更生債権の届出をしないと失権するなどの説明をしなかったからといって、そのことをもって、Yによる失権の主張が信義則に反するということはできない（最高裁平成二十一年(受)第三一九号同年一月四日第二小法廷判決・裁判集民事二三二号登載予定参照）。そして、前記事実関係によれば、本件社告は、本件更生手続において、更生手続開始の申立てがされた後、更生手続開始の決定前にされたものであり、カード会員の脱会を防止して従前の営業を継続し、会社再建を阻害することなく進めることを目的として行われたものとみることができるのであって、その目的が不当であったとはいえない上、その内容も、顧客に対し更生債権の届出をしなくても失権することがないとの誤解を与えるようなものではなく、その届出を妨げるようなものであったと評価することもできない。そうであれば、本件社告が掲載された際に、

Yにおいて、過払金返還請求権につき債権の届出をしないと失権するなどの説明をしなかったとしても、以上と別異に解する余地はない。

また、Yと同様にAをスポンサーとして進められたTの更生手続において、更生手続開始の決定前に発生した過払金返還請求権につき、更生債権としての届出を必要とせず、更生計画認可の決定による失権の効果は及ばないなどの取扱いがされたとしても、異なる事情の下で進められたYの更生手続において、これと同じ取扱いがされなければならないと解する根拠はなく、Yによる失権の主張が信義則に反することになるものでもない。

そして、他に、Yによる失権の主張が、信義則に反すると認められるような事情も見当たらない。」

〔評 釈〕

判旨の結論に賛成

一 本判決の意義

本件は、貸金業者であるYとの間で長期間にわたり金銭消費貸借取引を継続してきたXが、Yに対し不当利得返還請求権に基づき過払金の返還等を求めた事案である。その中で、Yは、平成一四年法律第一五四号による改正前の会

社更生法（以下「旧会社更生法」という。）の下で更生手続を進めたが、XはYの更生手続において債権届出（旧会更法一二五条、現会更法一三八条）をしなかったのであるから、旧会社更生法二四一条本文（現会更法二〇四条一項三号・四号）により、更生手続開始決定時に存した過払金（以下、「既存過払金」という。）に関する債権は失権したと主張した。これに対し、Xは、既存過払金に関する債権が更生債権として失権しているとしても、Yは、過払金の発生を認識し、あるいは容易に認識し得たにもかかわらず、Xに債権届出を促すことなく、逆に客観的には存在しない貸金債権が存在するかのごとく装い、Xの債権届出の機会を積極的に阻害してきたのであるから、Yが失権の主張をすることは信義則に反すると主張した。具体的には、①Y名義で本件社告がなされたこと、および②同じくAをスポンサーとするTの更生手続では過払金債権を届け出なくとも失権しないとの処理を行ったのに対しYが同様の扱いをしなかったことが、信義則に反するかが問題となった。

本件訴え当時、Yの更生手続開始決定前に発生した過払金返還請求権をめぐる訴訟が多数提起されており、そこでは、①更生手続開始決定前に発生した過払金返還請求権が更生債権に該当するか、②更生手続開始決定前に発生した

過払金返還請求権は共益債権に該当するか、さらには、③過払金返還請求権が更生債権に該当するとした場合、旧会社更生法二四一条本文（現会更法二〇四条一項三号・四号）による失権を認めつつも、Yが失権の効果を主張することは信義則違反あるいは権利濫用に当たることが問題とされていた。⁽³⁾下級審裁判例においては、更生手続開始決定前に発生した過払金返還請求権は更生債権であると判断したものが多く、また、多くの裁判例がYによる失権の主張は信義則違反でも権利の濫用でもないとしていたが、本件原審が高裁の控訴審判決としては唯一、Yによる失権の主張は信義則違反に当たると判断していた。⁽⁴⁾

本判決に先立ち、同じく本件のYを相手方として過払金返還請求訴訟が提起された事案で、最高裁（最二小判平成二一年一二月四日集民二三二五二九頁（以下、「平成二一年最判」という。）⁽⁵⁾）は、更生計画認可の決定があったときは、更生計画の定めまたは法律の規定によって認められた権利を除き、更生会社がすべての更生債権につきその責めを免れるという失権効は、旧会社更生手続の基本原則であって、管財人等が顧客に対し、過払金返還請求権が発生している可能性があることや、更生債権の届出をしないと失権することにつき注意を促すような措置を講じなかった

としても、それが信義則に反することはなく、また、本件社告も信義則に反するものと評価することはできないとして、Yによる失権の主張は信義則に違反しないと判示していた。本判決は、平成二一年最判を引用して、その立場を踏襲し、また、控訴審の高裁判決としては唯一、Yによる失権の主張は信義則違反に当たるとの判断を行った本件原判決を否定したことにより、最高裁としての立場を一層明確にした点に意義がある。以下評釈では、Yの更生手続開始決定前に発生した過払金返還請求権について、Yが失権の効果を主張することが信義則に反するか否かにつき検討を進めることにする。

二 裁判例の動向

(1) 下級審裁判例の動向

本件訴え当時、本件のY（株式会社ライフ。以下、本件事案の場合以外はライフという。）に対して更生手続開始決定前に発生した過払金の返還を求める訴訟が頻発していたようであるが、公刊されているものはあまり多くはない。側聞するところによると、更生手続開始決定前に発生した過払金返還請求権は更生債権であって旧会社更生法二四一条により失権する、そして、ライフにおいて失権を主張す

ることは信義則違反にも権利濫用にも当たらないとした裁判例が多かったようであるが、ライフによる失権の主張が信義則違反に当たるとした裁判例も一定数見られ、下級審の判断は分かれていたとい⁽⁷⁾う。

ライフによる失権の主張が、信義則違反あるいは権利の濫用に当たると判断した裁判例としては、次のものがある。まず、平成二十一年最判の第一審である①京都地判平成二〇年六月五日金商一三三三三五頁がある。①判決は、次のように述べて、ライフによる失権の主張は権利の濫用にあたり、許されないと述べた。ライフは、失権する債権者となるべく減らすために、顧客に向け、過払金返還請求権が発生している可能性があること、その場合、更生裁判所に對して更生債権届出をしないと失権することを全国紙等で公告し、注意を促すことが考えられるがそういった措置はとらなかった。顧客らは自らが更生債権者であることを認識する機会すら与えられないまま失権したのであり、それにつき責められるべき事情がないのに対し、ライフは、多数の過払金返還請求権があることを知り、これらの債権者には特別な措置が必要であることを知りながら、何らの措置をとらずに放置し、いわば多数の過払金返還請求権者が眠った状態にあることを利用して、迅速に会社の再建を果

たすという多大な利益を得たのである。そうすると、一般更生債権の弁済率（五四・二九八％）を乗じた額についてのライフによる失権の主張は、権利の濫用として許されない。しかしながら、①判決は、その控訴審である②大阪高判平成二〇年一月二〇日金判一三三三三三二頁で変更され、控訴審では、ライフによる失権の主張は信義則違反にも権利の濫用にも当たらないとされた。

③大阪地判平成二〇年八月二七日判時二〇二一号八五頁は、保全管理人および管財人は、過払金債権者が多数存在することを認識しつつ、営業債権の規模の維持および本件更生手続の迅速な進行という目的のために、全国紙などに過払金発生の可能性および届出をしなければ失権する旨の告知といった、失権する債権者を減らすための措置を一切とらなかっただけでなく、逆にライフのカード・信販事業は従来と全く変わらない旨を主張したり社告を掲載することによって、カード会員に従来と変わらず取引を継続することができると告知し、それにより暗に何らの手続をとる必要もない旨を示したということができるから、ライフが、過払金債権者が債権届出をしなかったことをもって、過払金請求権が全面的に失権したとすることは信義則に反するとして、更生手続開始決定前に発生した過払金返還請求権

に本件更生手続における一般更生債権の弁済率（五四・二九八％）を乗じた額につき、過払金返還請求を認容した。
 ③判決を不服として、顧客・ライフともに上告したところ、
 ④大阪高判平成二二年三月二五日（公刊物未登載）⁽⁸⁾は、③判決の判断を是認した。

⑤神戸地判平成二一年一月二三日（公刊物未登載）⁽⁹⁾は次のように言う。ライフは社告により、本件更生手続の前後におけるカード会員契約の連続性を印象づけることを目的とし、また顧客とのカード契約に基づく取引が裁判所の許可を要する事項から除かれていたことからすると、外形的にはカード契約に基づく取引は本件更生手続の埒外に置かれているかのような様相を呈していたといえる。そして、カード契約が本件更生手続により何ら変容をきたさないと印象を顧客に与えることは、まさにライフが目的としていたところである。ライフによる失権の主張は、更生手続開始決定の前後で、本件基本契約上の地位に不連続があることを前提とするものであり、ライフが顧客に与えた上記印象とは矛盾するものであるから、信義則に反する主張と言わざるをえない。そして、⑤判決は、Xの過払金返還請求権に一般更生債権の弁済率を乗ずることなく、その全額を認容した。

加えて、本判決の原審である⑥大阪高判平成二〇年九月二五日金商一三五二号一八頁は、前述のとおり、次の理由からY（ライフ）の失権の主張は信義則に反すると判示した。Yは、本件更生手続において、債権届出をしない顧客を債権届出した顧客と同様の取扱いをするか、本件社告を出す際に、過払金返還請求権について債権届出をしないと失権する旨付け加えて説明すべきであったし、スポンサーを同じくするTの更生手続では過払金返還請求権について実質的に共益債権と同様の取扱いをしたのであるから、Yでも同様の取扱いをするのが筋が通った態度である。したがって、Yは、Xの過払金返還請求権に一般更生債権の最低弁済率五四・二九八％を乗じた額を支払うべきである。

①・③・④判決は、顧客に対して債権を届け出なければ失権するとの告知をしなかったこと自体を問題とするのに対し、⑥判決は、届出を促さないこと自体には特に問題はないとしていた。そして、本件社告については、③・④判決は、本件社告は、顧客に対して暗に何らの手続を取る必要もない旨を示すものであったということ、⑤判決は、本件社告により、カード契約が更生手続によって何ら影響を受けないとの印象を顧客に与えたこと、⑥判決は、本件社告により顧客は過払金返還請求権に意識を払うことなく

カードを利用し続けてしまう可能性があること、を問題視しており、その評価は裁判例により異なる。また、ライフによる失権の主張を認めないことによる効果も、裁判例により異なっており、①・③・④・⑥判決は、顧客の有する過払金返還請求権に更生計画により実際に支払われた一般更生債権の弁済率を乗じた額を支払うべきであるとしたのに対し、⑤判決は過払金返還請求権全額の支払いを認めている。このように、平成二十一年最判および本判決が出されるまで、下級審裁判例の判断は区々であった。

(2) 平成二十一年最判

平成二十一年最判は、②判決の上告審であり、ライフに対してなされた過払金返還請求訴訟で次のように判示した。

(a) 「更生計画認可の決定があったときは、更生計画の定め又は法律の規定によって認められた権利を除き、更生会社がすべての更生債権につきその責めを免れるということ（以下「失権」という。）は、更生手続の根本原則であり、平成一四年法律第一五四号による改正前の会社更生法（以下「旧会社更生法」という。）においては、更生会社の側において、届出がされていない更生債権があることを知っていた場合であっても、法律の規定によって認められた権利を除き、当該更生債権は失権するものとされており、ま

た、更生債権者の側において、その責めに帰することができない事由により届出期間内に届出をすることができず、追完もできなかった更生債権についても、当然に失権するものとされていた。以上のような旧会社更生法の規定の内容等に照らすと、同法は、届出のない更生債権につき失権の例外を認めることが、更生計画に従った会社の再建に重大な影響を与えるものであることから、更生計画に定めのない債権についての失権効を確実なものとして、更生手続につき迅速かつ画一的な処理をすべきこととしたということができる。」

「そうすると、管財人等が、被上告人（ライフ。筆者注）の顧客の中には、過払金返還請求権を有する者が多数いる可能性があることを認識し、あるいは容易に認識することができたか否かにかかわらず、本件更生手続において、顧客に対し、過払金返還請求権が発生している可能性があることや更生債権の届出をしないと失権することにつき注意を促すような措置を特に講じなかったからといって、被上告人による更生債権が失権したとの主張が許されないとすることは、旧会社更生法の予定するところではなく、これらの事情が存在したことをもって、被上告人による同主張が信義則に反するとか、権利の濫用に当たるということは

できないというべきである。そして、このことは、過払金返還請求権の発生についての上告人らの認識如何によって左右されるものではない。」

(b)「被上告人の保全管理人は、新聞紙上に『ライフカードは、これまで通りお使いいただけます。』という見出しで本件社告を掲載し、従前どおりの取引を継続するように求めたというのであるが、本件社告は、カード会員の脱会を防止して会社再建を円滑に進めることを目的として行われたものであって、その目的が不当であつたとはいえず、その内容も、顧客に対し更生債権の届出をしなくても失権することがないとの誤解を与えるようなものではなく、その届出を妨げるようなものであつたと評価することもできない。そうすると、本件社告が掲載されたからといって、被上告人による失権の主張が信義則に反し、権利の濫用に当たるということはできない。」

さらに、(c)ライフが約定利率による計算を前提とした営業資産をもって、資金を調達することができたことや、過払金返還請求権を更生債権として届け出る者がわずかにあつたことが、会社の早期再建に寄与したということができるが、かかる事情があるからといって、上記判断が左右されるものではない。そして、他にライフによる失権の主

張が信義則に反し、権利の濫用に当たると認められるような事情もない。

平成二十一年最判は、以上のように述べて、顧客による過払金返還請求を認めなかった。

本判決は、平成二十一年最判を引用しており、会社更生手続における失権の原則については、平成二十二年最判の解釈を前提とするものといえる。

三 Yによる失権の主張は信義則違反となるか

(1) 会社更生手続の構造と失権効

①失権効の意義

旧会社更生法は、更生債権については、更生手続によらなければ弁済を受けることができず（旧会社法一一二条一項本文。現会社法四七条一項参照）、更生債権者が更生手続に参加するためには、裁判所の定めた債権届出期間内に債権の届出をしなければならず（旧会社法一二五条一項。現会社法一三八条一項参照）、更生計画認可決定があつたときは、更生計画の定めあるいは法律の規定によって認められた権利を除き、会社はすべての更生債権につきその責任を免れる（旧会社法二四一条本文。現会社法二〇四条一項参照）と定めていた。この手続構造は、平成一四年法律

第一五四号による改正後の現行会社更生法においても維持されている。そうすると、更生手続上、更生債権者による届出のない更生債権は、更生計画認可決定により失権することになる。かつて、このような規定が憲法二九条一項・二項の定める財産権の保障に反するのではないかが問題となったが、最大決昭和四五年一月一六日民集二四卷一三二〇九九頁はその合憲性を認めている¹⁰⁾。

平成二一年最判は、かかる失権効は更生手続の根本原則であり、会社更生法は、更生会社の側で、届出がされていない更生債権があることを知っていた場合でも、更生債権者の側で、その責めに帰することができない事由により届出期間内に届出ができず、追完もできなかった場合であっても、当該更生債権は当然に失権するとして失権効を確実なものとするにより、更生手続につき、迅速かつ画一的な処理をすべきこととしたという。本判決もこの平成二一年最判の立場を踏襲する。

会社更生法において失権効が設けられている趣旨は、更生計画作成の前提とされなかった権利が後から主張できることになると、更生計画の定めはその前提が崩れることになり、会社再建の実をあげないことに求められる。つまり、旧会社更生法二四一条本文は、一方で関係人にその権

利行使の機会を与えていることを考慮し、適時に更生計画案を作成して、更生の目的を達成することを可能にするため、更生計画作成の前提とならなかった権利は失権することとし、後になってその権利を主張することを認めないものとしたのである¹¹⁾。

たしかに、更生計画案作成の際には前提とされなかった権利が後から主張できるとなると、更生計画はその土台から覆ることになり、更生計画の遂行による会社の事業の維持更生という目的を果たすことは困難となる。その意味で失権効は更生手続を支える重要な原則であるといえよう。しかしながら、このような失権効は、更生債権者等の利害関係人の権利に重大な影響をもたらすものであることから、一方で、失権という重大な効果を導く前提として、利害関係人に対し、その利益を確保する手続が用意されていること、それがきちんと履践されていることが必要となる。平成二一年最判および本判決のように、更生手続につき迅速かつ画一的な処理を可能とし、更生計画に従った会社の再建を推進するという点を指摘するのみでは、失権効を正当化する十分な理由付けといえるかどうかは疑問の残るところではある。

②会社更生手続の構造

旧会社更生法は、更生手続開始決定に際し、裁判所が、開始決定を公告するほか、知れている更生債権者・更生担保権者、株主には各個別に債権届出期間を含む公告事項を記載した書面を送達すべきものとし⁽¹²⁾（旧会社更生法四七条一項・二項、現会社更生法四三條一項・四二條一項参照）、それにより関係人に手続に参加する機会を与え、また、届出をした更生債権者、更生担保権者および株主に更生計画案の内容を知らしめるため、関係人集会にこれらの者呼び出し（旧会社更生法一六四條、現会社更生法一一五條参照）、さらに計画案を送達すべきものとしていた（旧会社更生法二〇〇條二項、現会社更生法一八九條三項参照⁽¹⁴⁾）。これらの手続により、関係人に権利行使の機会を与え、その利益の保護を図っていた。そして、平成二一年最判が指摘するように、更生会社の側が、ある債権の存在を知っていたからといって、そのことにより当該債権が失権を免れることを定めた規定はなく、また、更生債権者の側において、その責めに帰することができない事由により届出期間内に届出をすることができず、追完もできなかった更生債権についても、当然に失権するものとされていた。加えて、旧会社更生法の中に、管財人に対して、更生債権者等に対して債権届出を促したり、更生債権を届け出なければ失権するといった注意を喚

起したりすべきであった定めもなかった。更生手続において更生債権者がその権利を行使するためには、あくまでも自らの判断と意思により、更生債権の届出を行う必要があったのである。

このような更生手続の構造および上記の更生手続における失権効の意義を前提にすると、管財人らが更生債権の届出をしないと当該更生債権が失権するとの注意を促すような措置を特に講じなかったとしても、更生手続の構造上は、当該債権の失権効を否定するほどの理由はないといえよう。

(2) 本件社告の評価

次に、Yによる失権の主張を阻害するような事情、例えば、Yが積極的に更生債権者等による債権届出を妨害するとか、届出をせずとも失権することはないとの誤解を与えたりといったことがあったか否かが問題となる。本件ではそれが、「ライフカードはこれまで通りお使いいただけます。」という本件社告の意義をめぐって争われた。

本件社告に関しては、上記のとおり、下級審裁判例の中でその評価が分かれていた。平成二一年最判は、本件社告は、「カード会員の脱会を防止して会社再建を円滑に進めることを目的として行われたものであって、その目的が不当であったとはいえず、その内容も、顧客に対し更生債権

の届出をしなくても失権することがないとの誤解を与えるようなものではなく、その届出を妨げるようなものであったと評価することもできない」とした。そして、本判決も平成二十二年最判とほぼ同じ理由付けにより、本件社告が掲載されたことにより、Yによる失権の主張が信義則違反となることはないと判示している。

たしかに、本件社告は、Yの顧客が、過払金返還請求権について特に顧慮することなく、従来どおりカードを利用するという状況を生じさせたということもできる。しかし、本判決が述べるように、本件社告の目的は、Yの従前の営業を継続することによって再建可能性を高めることにあったとみることができ、その内容は、顧客に対し債権の届出をしなくても失権することはないとの誤解を与えたり、その届出を阻害するようなものともいえない。その目的からみても内容からみても、Yの側が、顧客等が過払金返還請求権を更生債権として届け出ることを妨害し、それによって更生債権者等が手続に関与する機会を奪われたとまでみることができないであろう。そうすると、本件社告の掲載が、Yによる失権の主張を信義則違反であると判断するだけの事由には当たらないとした本判決の判断は妥当であると考えられる。

(3) 他の更生事件の処理

本件の原判決は、同じスポンサーの支援を受けて行われたTの更生手続とYの更生手続で過払金返還請求権につき異なる取扱いをすることは釈然としないとして、顧客による過払金返還請求権の一部を認容した。すなわち、Yと同じスポンサーAの支援を受けて行われたTの更生手続では、既存過払金返還請求権につき、更生債権としての届出を要しない、更生計画認可決定による免責の効果は及ばないなどといった共益債権と同様の取扱いをしていた⁽¹⁵⁾にもかかわらず、同じスポンサーを持つYの更生手続で全く異なる扱いをすることは釈然としないから、Yにおいても、債権届出をしなかった過払金返還請求権者も届出をした更生債権者と同様に扱い、免責の主張をしないのが筋であるという。しかし、本判決は、Tの更生手続において、過払金返還請求権につき上記のような取扱いがなされたとしても、異なる事情の下で進められたYの更生手続において、同じ取扱いがなされなければならないと解する根拠はなく、Yによる失権の主張が信義則に反することになるわけではないという。この点、各倒産事件においては、その置かれた状況等を考慮し、それぞれに適した処理が行われるものと考えられ、スポンサーが同じであるからといって、必ずしも

同じ処理がなされなければならないというわけではない。スポンサーが同じであるということから、直ちに失権の主張が信義則違反に当たるという評価に結びつくわけではない⁽¹⁶⁾。

四 本判決の射程

(1) 現行会社更生法

本件は、旧会社更生法の規定の適用が問題となった事実であった。しかし、現行会社更生法（平成一四年法律第一五四号）においても、更生債権者が更生手続に参加するためには、債権の届出を要し（会更法一三八条一項）、更生計画認可決定がなされると、更生計画の定めあるいは法律の規定によって認められた権利を除き、会社はすべての更生債権につきその責任を免れる（会更法二〇四条一項）という基本構造は変わらない。したがって、平成二年最判および本判決の考え方は、現行法の下でも妥当するものと考えられる。

もっとも、既にいくつかの評釈で指摘されているように、現行法の下では会社更生規則四二条が定められたことから、この規定の存在が、本件のような場合に、会社による失権の主張が信義則違反あるいは権利濫用に該当するかの判断

に影響を及ぼすかどうかについては検討の余地がある。会社更生規則四二条は、知れている更生債権者等のうち、未だ更生債権等を届け出ておらず、かつ届出期間内に届出をしないおそれがあると認められる者に対して、管財人が届出期間の末日を通知することを定めた規定である。本条が設けられたのは次の理由による。すなわち、再生手続においては、届出のない再生債権であっても、認否書に再生債務者等が自認する内容を記載したものについては、再生計画による弁済が認められる（民再法一〇一条三項・一五七条一項・一七九条・一八一条一項三号参照）という、いわゆる自認債権の制度が認められている。これに対し、更生手続では、自認債権の制度が採用されなかったため、更生債権者等は届出をしない限り失権することになる。そこで、更生債権者等が届出期間を失念して失権することを極力避けるために、管財人から注意喚起をすることとした。⁽¹⁷⁾ この規定は訓示規定であり、管財人の通知がなされなかったからといって失権の効果に直接影響するものではないし、管財人が更生債権者等に対して当然に損害賠償責任を負うものともいえないと解されていた。⁽¹⁸⁾

会社更生規則四二条の存在を受けて、現行会社更生法の下では、届出が見込めない多数の消費者が有する過払金返

還請求権について届出期間末日の通知をせずに失権させることは原則として信義則違反になるとする見解が唱えられている⁽¹⁹⁾。これに対し、会社更生規則四二条はあくまで管財人による更生債権者等への注意喚起であること、同条に基づく通知をせずに失権させることが原則として信義則違反になるとすれば、現在の会社更生手続に管財人の自認義務を認めたのと同じ結果となり、平成一四年会社更生法改正および会社更生規則の立法趣旨にそぐわないとして、原則として信義則違反となることには反対する見解がある⁽²⁰⁾。また、より具体的な検討を行い、過払金返還請求権に対する認識が広く周知された現在において同様の事案が起きたとすれば、更生手続においては失権効を確実なものとして迅速かつ画一的な処理を図る要請がきわめて重要であること、管財人が過払金返還請求権の債権者および内容を把握することは困難であること、会社更生規則四二条は訓示規定と解されていること、過払金返還請求権の発生可能性が社会全般に周知されていることといった事情を重視すると、現行会社更生法の下でも、過払金返還請求権についての更生会社による失権の主張が信義則違反または権利の濫用に当たり得るのは、更生会社または管財人が更生債権者に対し、更生債権の届出がなくとも失権することがない

などの誤解を与えたといった例外的場合に限られるとの見解もみられる⁽²¹⁾。

管財人がこのような通知を行わなかったことが、一般的に、会社による失権効の主張を認めないほどの信義則違反あるいは権利濫用に当たると解することには、なお慎重であるべきと思われる。なぜなら、このような場合の失権の主張が信義則違反に当たるとすれば、一面においては、管財人に自認義務を認めたことと等しくなり、しかもその効果は自認債権制度を導入した民事再生手続よりも強力なものになると考えられるが、それは自認債権制度の導入を見送った現行会社更生法の立場とは異なるものと考えられるためである。

しかしながら、後述のように、旧会社更生法の時代から、そして現行会社更生法の立法にあたっても、届出のない債権を失権させることについては強い憂慮があったこと、それを受けて現行会社更生法の下では、会社更生規則四二条が定められたことに鑑みれば、関係人への通知の必要性は自ずと高いものとなる。加えて、現行会社更生法は、知れている更生債権者等の数が千人以上であり、かつ裁判所が相当と認めるときは、知れている更生債権者等に対し、債権者に更生手続開始決定がなされたことおよび債権届出

期間の通知をすること（会更法四三条三項一号）を要しないものとした（会更法四二条二項）。またそもそも、更生手続開始決定時における「知れている更生債権者等」²³⁾とは、申立時点でわかる者に限られており、公告のみによつたのでは更生債権等の届出を失念する債権者が出てくることは否定できない。更生手続において関係人の利益保護を十分なものとするためにも、あくまで更生計画による弁済を受けるためには更生債権者等による債権の届出が必要であるとする現行制度の下では、関係人に対して十分な情報提供がなされることが一層求められよう。そして、これらの点を考慮すれば、管財人がかかる通知を行わなかったという事態が、更生会社の側による失権の主張を信義則違反あるいは権利濫用と判断する際の重要な一要素となりうることは考えられることである。

(2) 民事再生法

民事再生法においても、再生債権については、再生計画によらなければ弁済を受けることができず（民再法八五条一項）、再生債権者が再生手続に参加する際には、債権届出期間内に再生債権の届出をしなければならず（民再法九四条一項）、再生計画認可決定の確定により、再生計画の定めまたは民事再生法の規定によつて認められた権利を除

き、再生債務者はすべての再生債権についてその責任を免れる（民再法一七八条）とする基本構造は、会社更生法と変わるところはない。

しかし、民事再生法は、前述のように、再生債務者等が届出のされていない再生債権があることを知っている場合には、当該再生債権について自認する内容を認否書に記載しなければならず（民再法一〇一条三項）、再生債権が再生債務者等によつて自認されれば、それは再生計画において個別に権利変更の対象となり、再生計画による弁済を受けるものとする。また、再生債務者が自認義務を負っているにもかかわらずその義務を履行しなかった場合には、再生債務者が知りながら認否書に記載しなかった再生債権は、再生計画認可決定により免責の影響を受けず、再生計画に定める権利変更の一般的基準（民再法一五六条参照）に従つて権利変更がなされる（民再法一八一条一項三項）²⁴⁾。そして、変更後の権利は、再生計画で定められた期間満了後に弁済を受けることができるという将来的な地位に置かれることになる（同条二項）。ただし、この自認すべきであった債権についての取扱いは、管財人が選任されている場合には適用されない（同条一項三号参照）。

自認債権制度は、民事再生法で新たに取り入れられたも

のである。制度導入の理由は、①すべての再生債権者が債権届出期間内に届出をしてくることは期待しがたい一方で、再生債務者等において自認している再生債権について届出がないという一事をもって、計画弁済の対象から除外することは相当ではないこと、②特に再生手続では、再生債務者の実効性ある再生を図るため、再生計画に記載のない債権については原則として免責される旨の規定（民法一七八条）があるが、これは再生債権者にとってはきわめて酷な結果となるおそれがある等の理由による。⁽²⁵⁾これは、再生債務者等が債権の存在、内容等を自認している再生債権までもが、届出がないことを理由に免責されるとすると、再生債務者が過度に保護される結果となり、再生債務者と再生債権者との間の公平に反するとの考えに裏付けられたものである。⁽²⁶⁾

本件の Y と同様の状況において、金融会社が民事再生手続の申立てを行うとすれば、まずは、再生債務者等に自認義務があるか否かが問題となる。⁽²⁷⁾

五 おわりに——残された問題——

過払金返還請求が本格化したのは、特に利息制限法超過部分の支払いの任意性を否定した最一小判平成一八年一月

一三日民集六〇巻一号一頁が出て以後のことである。Y の更生手続が行われた平成一二年五月から平成一三年三月頃にも、一部では過払金返還請求が意識されはじめていたものの、貸金業法四三条一項の適用要件を厳格に解釈すべきとした最一小判平成一六年二月二〇日民集五八巻二四七五頁が出される以前には、それが比較的緩やかに認められるという認識は未だなかったといえる。したがって、Y の更生手続が進められていた当時は、過払金返還請求権は、更生会社や保全管理人・管財人さらには裁判所や顧客にとっても、請求権としての地位が確たるものとしては認識されていなかったと考えられよう。そのような時代状況において進められた Y の更生手続で、X が過払金返還請求権を更生債権として届け出なかった場合に、当該債権は失権するか否かが争われたのが本件であった。本判決は、一般論として、更生手続における失権権の重要性を強調し、そのような債権も更生手続において債権の届出を行わない限り、失権するとの結論を採ったものであり、その影響は少なくないと考えられる。⁽²⁸⁾ Y や管財人の判断⁽²⁹⁾もその当時としては、現実的なものであったと評価することもでき、⁽³⁰⁾当時の状況を勘案すれば、失権も致し方ないとの結論にも一応首肯できよう。なお、現状では過払金返還請求権をめぐる

状況は一転しており、それに対応して倒産処理手続における過払金返還請求権の取扱いには相当の注意が払われるようになって⁽³¹⁾いる。

前述のように、民事再生法には自認債権の制度が採用されたが、会社更生法については、平成一四年改正の折に自認債権制度の採用が議論にはなったものの、その導入は見送られた。しかしながら、届出がない限り管財人に知れている債権についても失権するという点については、旧会社更生法の立法当初より、母法であるアメリカ法⁽³²⁾以上に失権的效果を厳しくするものであり、また破産法の免責制度とも平仄があわないところがあるとの理由から、立法論的には再検討の余地があるとの批判があつた⁽³³⁾。なお、旧会社更生法に失権効が定められたのは、議決権の算定や呼び出しの手続等といった点について疑義の生ずることをなからしめようとする⁽³⁴⁾ことが原因であつたと推測されるということである。その後、『知れたる債権者』であるか否かにつき、具体的場合に争いを生じるおそれがある以上、届出をしない限り失権するわが国の更生法の立場は一応是認される⁽³⁵⁾としつつも、「立法論としては、会社に明白に知れたる債権者は届け出なくとも失権しないように改められるべき⁽³⁶⁾」であるとの指摘がなされていた。

そして、現行会社更生法の改正にあたり、会社更生法の諸制度が再検討された際にも、うっかり届出を失念したような債権者を救済し、権利を有しながら手続的な誤りで失権してしまう事態を少なくできる制度として、管財人に知れたる更生債権・担保権で届出のないものについては、民事再生法と同様の制度を採用すべきであるとの立法提言がなされていた⁽³⁶⁾。

しかしながら、①更生手続は大規模な株式会社の利用を想定しており、その債務は相当多数・多額に上るのが通常であるから、更生手続開始時に裁判所により選任される管財人が、届出がされていない更生債権等について、比較的短期間にかつ的確に自認することは、再生債務者自身がある場合と異なり、困難なことが多いと考えられること、また、②再生債務者は、再生債権の実体法上の債務者であり、再生債権者の届出の失念等に乗じて事業の再生を図ることは、信義・誠実の観点から、一般的には不当視されるが、管財人や更生計画の定めによる組織再編後の更生会社には、そのような事情は必ずしも存しないと考えられることといった理由から、現行会社更生法においては、管財人に自認義務を課すことはしなかつた⁽³⁷⁾。再建を実効的かつ迅速に進めるといふ目的から失権という制度が設けられていると

しつつも、それと同時に利害関係人の利益をできる限り保護する必要があり、また、債務者が再生手続を利用するか更生手続を利用するかで失権の可能性に大きな違いが出ることは望ましいことではないことを考えると、会社更生手続に自認債権の制度を設けることも一考に値するかもしれない。

(1) 第一審の評釈として、内藤満「過払金債権と再建手続——神戸地判平成二〇・三・一三——」NBL八八一号(二〇〇八年)六頁がある。

(2) Tの更生手続の流れは概略次のとおりである。Tは平成一六年三月一七日、更生手続開始の申立てを行い、同日、東京地方裁判所は保全管理命令を発令した。同年四月三〇日に、スポンサー候補者を選定した上で手続開始決定がなされ、更生担保権については一〇〇%、更生債権については九九・九八%を弁済する旨の更生計画案が作成された。同計画案が同年一二月二一日に可決され、同月三一日には東京地方裁判所により認可決定がなされた。Tの更生手続については、三村藤明・大島義孝・井出ゆり「会社更生手続における集合債権譲渡担保とABL(二)(二・完)——更生会社ティーズエムの事例報告——」NBL八二〇号(二〇〇五年)三四頁、同八二

一号二三頁参照。

(3) 過払金返還請求訴訟において主張されていた、旧会社更生法二四一条に基づく免責の効果を制限する法律構成については、中村肇「判批」判評六二三号「判時二〇九三号」一七九頁一八〇頁参照。

(4) 下級審裁判例については、金法一九〇六号七〇一七一頁の判決速報コメント欄参照。

(5) 平成二二年最判の評釈・紹介として、水野信次・銀法21(二〇一〇年)七二三号五二頁、杉本純子・金商一三三六号(二〇一〇年)九四頁、岡正晶・民商一四二卷二号(二〇一〇年)二三八頁、高橋讓・金法一九〇六号(二〇一〇年)一八頁、田中幸弘・金法一九〇六号(二〇一〇年)二六頁、中村・前掲注(3)一七七頁、藤本利一・ジュリ一四二〇号「平成二二年度重要判例解説」(二〇一一年)一七七頁、吉田光碩・リマックス四三三号(二〇一一年)六頁、梶智紀・別冊判タ三三二号(二〇一一年)二〇頁がある。

(6) 本判決の評釈として、田中・前掲注(5)二六頁、高田賢治・民商一四三卷四・五号(二〇一一年)五二四頁、本間健裕・別冊判タ三三二号(二〇一一年)二八六頁、河崎祐子・速報判例解説九号(二〇一一年)一九五頁、柳沢雄二・名城六一卷二号(二〇一一年)七三頁がある。

(7) 杉本・前掲注(5)九六頁のほか、金法一九〇六号六

九―七一頁の平成二二年最判の判決速報コメント欄参照。

(8) 兵庫県弁護士会消費者問題判例検索システムにて閲覧可能 (<http://www.hyogoben.or.jp/haurei/haureihml/090325.html>)。【最終アクセス日二〇一二年二月二〇日】。

(9) 兵庫県弁護士会消費者問題判例検索システムにて閲覧可能 (<http://www.hyogoben.or.jp/haurei/haureihml/090123.html>)。【最終アクセス日二〇一二年二月二〇日】。

(10) 最大決昭和四五年二月一六日民集二四卷一三三〇九九頁は、次のような理由から旧会社更生法二四一条の合憲性を認めた。すなわち、旧会社更生法二四一条等による更生債権者等の財産権の制限は、事業の維持更生を図ることを目的とする会社更生法の目的を実現するためには必要にしてやむを得ないものと認められ、しかも法は、更生手続が裁判所の監督の下に、法定の厳格な手続に従って行われるよう定めていることに鑑みると、旧二四一条等は、公共の福祉のため憲法上許された必要かつ合理的な財産権の制限を定めたものと解するのが相当であり、憲法二九条一項・二項に反するものということはできないという。

(11) 兼子一編・三ヶ月章ほか『条解会社更生法(下)』(弘文堂、一九七四年)七二頁、宮脇幸彦ほか『注解会社更生法』(青林書院、一九八六年)八八七頁「白川和雄」。

(12) 本件で、Xらに対してこの通知がなされていたか否かは定かではない。もともと、旧会社更生法の下では、知れている債権者に対し、旧会社更生法四七条二項に反して通知がなされなかったとしても、旧会社更生法二四一条の免責の効果が影響を受けるわけではないとする裁判例(東京高判昭和四四年四月一日下民集二〇卷三・四号一八九頁)があった。

(13) 現行会社更生法の下では、知れている更生債権者等の数が千人以上であり、かつ相当と認めるときは、裁判所は、知れている更生債権者等に対する通知をしない旨の決定をすることができる(会更法四二条二項)。

(14) 現行会社更生法においては、更生計画案の決議は、①関係人集会において議決権を行使する方法、②書面等投票により行う方法、③①と②を併用する方法の中から、いずれかの方法を選ぶものとされた(会社更生法一八九条二項)。

(15) Tの更生手続は平成一六年四月三〇日に開始されたものであり(前掲注(2)参照)、平成一二年六月三〇日に開始されたYの更生手続との間には時期にずれがある。この間、平成一六年二月には、貸金業法四三条一項の適用要件を厳格に解釈すべきとした最二小判平成一六年二月二〇日民集五八卷二四七五頁が出されるなど、過払金返還請求をめぐる社会状況が著しく変化していたものと

推測される。平成一五年一月に開始決定がなされた日立信販・リッチ(現アエル)の更生手続において、裁判所は、過払金返還請求権については、裁判所の許可を得て更生債権から外すものとし、アエルの過払金は、その発生時期が更生計画の認可決定の前後を問わず、かつ、更生債権として届け出ていなくても、以後もアエルに請求することが認められるものとされた。しかし、この「更生債権から外す」「更生債権として届け出ずともアエルに請求することが認められる」という裁判所の判断が、会社更生法上どのような意味を持つのかについて議論を招くこととなった。アエルにおける処理およびその後の状況については、内藤・前掲注(1)八―九頁参照。

(16) 本問・前掲注(6)二八九頁。

(17) 最高裁判所事務総局民事局監修『条解会社更生規則』(法曹会、二〇〇三年)一三八頁、深山卓也編著『問一―答新会社更生法』(商事法務、二〇〇三年)一七一頁。

(18) 伊藤眞ほか編『新しい会社更生法——モデル事例から学ぶ運用上の論点——』(有斐閣、二〇〇四年)二一〇頁注10「伊藤眞」。

(19) 高田・前掲注(6)五二九頁。

(20) 柳沢・前掲注(6)一〇二頁(注)四八。

(21) 高橋・前掲注(5)二五頁。

(22) 本文中で後述するように、民事再生法上、再生債務者

が自認義務を負っているにもかかわらず、その義務を履行しなかった場合には、その再生債権は再生計画認可決定により免責の影響を受けず、再生計画に定める権利変更の一般的基準に従った権利変更がなされるが、当該債権については、再生計画による期間満了後に弁済を受けるという将来的な地位に置かれる。そして、この自認すべきであった債権についての取扱い、管財人が選任されている場合には適用されない。

これに対し、会社更生手続で、管財人が会社更生規則四二条による通知を行わなかった債権は、一般に更生計画認可決定による免責の影響を受けないとした場合、その債権の支払時期については、特に、更生計画による期間満了後といった時間的制約を受けないことになろうか。また、民事再生法では、自認義務を懈怠したことによる非免責効は、再生債務者に対する一種の制裁としての意味を持っており、かかる制裁によって適正な手続遂行の確保を目的とし、管財人が選任されている場合は、そのような考慮は必要ないとしたのに対し、管財人の選任を必要とする会社更生法においては、そのような考慮は及ばないことになる。

(23) 会社更生規則一三条一項五号により、更生手続開始の申立てにあたっては、更生債権者となることが見込まれる者の氏名または住所およびその有する債権の内容を記

録した一覧表を提出するものとされている。

(24) 深山卓也ほか『一問一答民事再生法』(商事法務、二〇〇〇年)二四二頁参照。

(25) 花村良一『民事再生法要説』(商事法務、二〇〇〇年)二八〇—二八一頁。

(26) 深山ほか・前掲注(24)一三四頁。

(27) 自認義務の問題をはじめとした、過払金返還請求権と再生手続との関係については、山本和彦「過払金返還請求権の再生手続における取扱い——クレディア再生事件を手がかりとして——」NBL八九二号(二〇〇八年)一二頁、中島弘雅「消費者金融会社の民事再生をめぐる問題点——過払金債権の取扱いを中心に——」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』(商事法務、二〇〇一年)三一二頁参照。

(28) 過払金返還請求権であるということを考慮した取扱いを検討すべきではないかと主張するものとして、藤本・前掲注(5)一七七頁がある。

(29) ライフの会社更生事件において、過払金返還請求権の存在はほとんど問題視されていなかったようである。下河辺和彦「更生事件における管財業務の実情——信販会社ライフの事例——」金法二六一〇号(二〇〇一年)五一頁以下参照。

(30) 岡・前掲注(5)二四二頁。

(31) 例えば、平成一九年九月に再生手続開始決定を受けた消費者金融業者クレディアの再生手続では、過払金返還請求権については失権効を及ぼさず、請求があれば再生債権額の確定を行った上で、届出を行った債権と同じ条件にて弁済を行うとの処理がなされた。高井章光「消費者金融会社の再生——(株)クレディア再生事件について——」事業再生と債権管理一二三号(二〇〇九年)九三頁以下参照。また、平成二二年一〇月に更生手続開始決定を受けた武富士の更生手続においては、知れている過払金返還請求権者に対しては債権届出書を送付するという処理を行った(武富士ホームページより「最終アクセス日二〇一二年二月二五日」)。

(32) 旧会社更生法の母法は一九三八年アメリカ連邦倒産法(チャンドラー法)第X章手続(会社更生手続)である。当時のアメリカ法においては、たとえ個々の権利者がその債権を届け出なくとも、管財人の作るべき債権者一覧表に記載されている者は、手続上の発言権はないにしても、計画により弁済を受けることができることとされていた。三ヶ月章「会社更生法の司法政策的意義」『会社更生法研究』(有斐閣、一九七〇年)二七〇—二七一頁。

なお、現在の一九七八年アメリカ連邦倒産法チャプター一一においては、債務者が提出した提出書類(債務者または管財人の提出が義務づけられている)に記載さ

頁、伊藤ほか・前掲注(18)二〇九頁「伊藤眞」。

村田 典子

れた債権および株式については、条件付債権・未確定債権・係争中の債権を除き、自動的に債権届出がなされたものとして取り扱われるため(アメリカ連邦倒産法一一一条(a)、債権者による債権届出は不要とされている。福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説』(商事法務、二〇〇八年)一九一―一九二頁。

日本の民事再生手続は、再生手続開始申立時に提出される債権者表については、その正確性に疑問が生じる場合も多くなること、その結果、かえって調査手続が複雑なものとなるおそれもあること等を考慮して、第一次的には、債権者側が届出の方法により権利主張を行うものとし、再生債務者等による自認する再生債権の補完は、第二次的なものとして位置付けられている。花村・前掲注(25)二八一頁。

(33) 三ヶ月・前掲注(32)二七〇―二七一頁。

(34) 三ヶ月・前掲注(32)二七〇頁。

(35) 松田二郎『会社更生法「新版」』(有斐閣、一九七六年)二四九―二五〇頁。

(36) 福永有利「特集・会社更生法改正の論点——債権届出・調査——」ジュリ一二二二号(二〇〇一年)三〇―三一頁。

(37) 深山編著・前掲注(17)一七〇―一七一頁、深山卓也ほか『新しい会社更生法』(きんぎい、二〇〇三年)一〇二